2024年度

研究調查助成金受給研究概要

公益財団法人 日本証券奨学財団

2024年度研究調査助成金受給者

2024年10月4日決定 公益財団法人 日本証券奨学財団

研 究 作	大 表 者	研 究 調 査 課 題	研究 形態	金額 (万円)	頁
神戸大学大学院経済学研究科教 授	カジタニ カイ 梶 谷 懐	経済のデジタル化とグローバル・バリュ ーチェーンの再編に関する中印比較研 究	グループ	1 0 0	1
慶 應 義 塾 大 学 経 済 学 部 教 授	カメイ ケンジュ 亀 井 憲 樹	経済主体間の負の互恵性の連鎖とコミットメント装置の機能: 経済実験による 考察	グループ	1 0 0	2
関 西 大 学 経 済 学 部 准 教 授	キシ ケイイチ 岸 慶 一	資産価格バブルの必然性	グループ	8 5	3
大 阪 経 済 大 学 経 営 学 部 教 授	サトウ メグム 佐 藤 愛	委託された資産運用下での社会的責任 投資	グループ	1 0 0	4
順 天 堂 大 学 スポーツ健康科学部 助 教	シモクボ タクヤ 下 窪 拓 也	オンライン動画による運動・スポーツのプロモーションが運動習慣の格 差に及ぼす影響に関する実証的研究	個人	1 0 0	5
立 命 館 大 学 産 業 社 会 学 部 准 教 授	トミナガ キョウコ 富 永 京 子	メンタル不調による企業辞職者を包摂 する雇用・労働システムの研究——地 域密着型自営業者を事例として	グループ	8 8	6
関 西 学 院 大 学 商 学 部 准 教 授	ハマムラ ジュンペイ 濵 村 純 平	エビデンスに基づく「原価計算基準」研 究	グループ	1 0 0	7
亜 細 亜 大 学 都 市 創 造 学 部 教 授	リ リツエイ 李 立 栄	ビッグテック企業の金融機関化―米 中の比較を通じて―	個人	1 0 0	8
		8 件	773万円		_

経済のデジタル化とグローバル・バリューチェーンの 再編に関する中印比較研究

研究者

神戸大学 大学院経済学研究科 教授 梶 谷 懐

共同研究者

神戸大学経済経営研究所教授佐藤隆広武蔵大学経済学部教授二階堂有子帝京大学経済学部准教授三並康平

研究調査の概要

急速に進む社会と経済のデジタル化は、タスクベースでの国際分業を容易にし、グローバル・バリューチェーン(GVC)の相互依存をより複雑に進化させるという機能を果たしてきた。それはまた、新興国の GVC への参入を容易にし、イノベーションや経済成長のチャンスをもたらすなどの恩恵をもたらしつつある。本研究では、中国およびインドという異なる制度的な背景を持つ二大新興国に焦点を当てる。そして、それぞれのデジタル化の進展が、GVC の再編成にどのように影響を及ぼしているのか、ならびに、両国が世界的な価値観の対立や GVC の分断という「危機」にどのように対応しようとしているのかを分析する。この目的を達成するために、中国およびインドを専門とする地域研究者が協力して以下の研究課題に取り組む。

1. デジタル化が社会・経済に与える影響について中印比較を行う

社会・経済のデジタル化は、国内の消費や産業に直接影響を与えるほか、GVCの深化を通じて間接的に新興国の経済に影響を与えると考えられ、この二つの影響を峻別しながら分析を行う。具体的には、行政サービス、金融、労働市場などの各分野におけるデジタル化に関する定量的なデータを入手し、それが国内の消費・産業、並びに対外経済に与える影響について中印比較を行う。そして、デジタル化が産業・社会に及ぼす影響に、両国の間でどのような違いがあるかを考察する。

2. 法制度の整備が GVC に与える効果を検証する

中印両国において知的財産制度などの法制度がどのように整備されてきたのかを整理し、 具体的な制度の導入や政策変化が、イノベーションを通じたデジタル化の推進に対して有 効に働いたのかどうか検証を行う。同時に、産業集積の形成などの中間的な経路にも注目 し、制度・政策の変化が、どのような経路を通じてイノベーションをもたらしたのか、企 業データを用いた数量的な分析によって明らかにする。

経済主体間の負の互恵性の連鎖とコミットメント装置の機能:経済実験による考察

研究者

慶應義塾大学 経済学部 教授 亀 井 憲 樹

共同研究者

豪クイーンズランド大学 経済学部 理事・学部長・教授 ダニエル ジゾー 慶應義塾大学 大学院経済学研究科 博士課程1年 西 畑 壮 哉

研究調査の概要

我々の社会、企業組織や市場では、経済主体間で互いに協力すれば経済効率性が高まりパレート最適が実現できる一方で、過去の負の経験からの互恵性により協力を拒み、共に報復的対応など経済主体同士で足を引っ張りあう事象が頻繁に発生する。国際関係では通商交渉での関税など障壁の報復措置の応酬等がある。有事などで利害が一致し、国際協調が有意義な場面でも、相手との過去の負の互恵性から、総余剰を最大化する協調をあえて拒み非効率的状態に陥る事例(例:日本と韓国の関係、イスラエルとパレスチナ)も普遍的に観測される。企業内で見ても、自身の業績をよく見せるための職場の同僚との協力の拒絶や、同僚の仕事を妨害をするサボタージュ行為も、労働生産性を下げる要因として組織の経済学で活発に議論される。

本研究は、非生産的な経済主体間の報復・確執・コンフリクトの回避に役立ち得るコミットメント装置を経済主体がどう利用するのかを、実験室内実験を基に考察するものである。上述の実践的意義に加えて、本研究の学術的意義も高い。経済学には人々のセルフ・コントロールに関する理論が近年発展した。それによると、誘惑のある選択肢があると主体は自制する必要があり心理的負効用を被る。それを避けるために各主体は、コストをかけてでも誘惑のある選択肢を取り除くことで効用を上げようとすると同理論は提案する。理論は成熟化している一方で、互恵性など社会的選好が重要な戦略的状況で、経済主体がどのようにコミットメント装置を使用するのかは未踏の研究題目である。なお、実験室内実験は専用ソフトウェア(例:oTree)でコンピュータ化をし、被験者はコンピュータを通じたゲームで意思決定をする。実験は経済学の研究規範に従い、実験者需要効果を誘発しないようにプロトコルに特定のコンテクストを付けないニュートラル・フレーミングを用い、また全ての実験は被験者保護のもと、倫理審査委員会の了承を取った上で行われる。

資産価格バブルの必然性

研究者

関西大学 経済学部 准教授 岸 慶 一

共同研究者

ロンドン大学ロイヤルホロエイ校

経済学部 准教授 平 野 智 裕

エモリー大学 経済学部 教授 戸田 アレクシ哲

研究調査の概要

本研究のテーマは資産価格バブルである。主流のマクロ経済理論では、バブルはそもそも生じないか、特殊な状況下でのみ生じると見なされている。実際、Econometrica に掲載された Santos and Woodford (1997) "Rational Asset Pricing Bubbles"は、バブル不可能性定理を証明し、合理的な経済主体の下では、株式、土地、住宅など実物資産にバブルが生じることを理論的に証明するのは難しいとしている。このため、主流のマクロ金融理論では、株価、地価、住宅価格などの資産価格は常にファンダメンタルズ価値を反映すべきとする固定観念が強い。事実、主流のマクロ金融理論では、資産価格は常にファンダメンタルズ価値と等しい。

本研究は、こうした主流の見方を根底から変えるマクロ金融理論を構築し、3つの新たな知見を導くことを目的とする。①資産価格バブルの必然性という新しい概念を打ち立てる。バブルの必然性は、バブルが起こるかもしれないというバブル可能性の概念とは本質的に異なる。このバブル必然性という見方を現代マクロ理論の枠組みの中で証明することは、資産価格はファンダメンタルズ価値に等しくなるはずだという固定観念を否定することになる。②非定常なアンバランス成長の重要性を示す。既存のマクロ金融理論のように定常的な世界を考える限り、そもそも理論構築からして、マクロ的な資産価格バブルは起こり得ない。資産価格バブルを考えるには、バランス成長からアンバランス成長へと、思考、理論構築の飛躍が必要になる。③大きな歴史的な流れの中で生じる地価バブルの必然性を示す。アンバランス成長は産業構造の転換を伴う大きな歴史的な流れの中で生じると考えるのが自然だろう。例えば、土地を考えたとき、土地集約的なマルサス経済から資本集約的、知識集約的な現代経済へ移行していくと、土地の生産要素としての役割は下がっていく。他方で、土地(不動産も含む)は貯蓄手段として重要な役割を果たしている。この大きな歴史的な流れの中で、地価バブルは必然的に生じ、その起源を辿っていくと、資本主義経済の成り立ちである産業革命にまで遡る。こうした視点は、資産価格バブル研究と歴史を繋ぐカギとなる。

委託された資産運用下での社会的責任投資

研究者

大阪経済大学 経営学部 教授 佐 藤 愛

共同研究者

Monash University, Malaysia School of Business, Professor, Chaiporn Vithessonthi

研究調査の概要

近年、多数の投資家から委託された資金を使って専門のファンド・マネージャーが資産運用を行うファンドによる資産投資が資産市場での投資の大きな部分を占め、資金投下先企業にいろいろな形でガバナンス活動を行っている。中でも、生産活動や投資活動を ESG と呼ばれる環境、 社会、ガバナンスに関連する指標を重視して行う企業に優先的に投資する持続可能投資ファンドと、ベンチマークとなるインデックスを構成するすべての銘柄に投資して市場全体の平均的な収益を獲得することを目的とするパッシブ・ファンドが、最近では大きな存在になっている。

ただし、これらのファンドは社会的責任投資を進める上でいくつかの問題点を持つ。まず、持続可能投資ファンドに関しては資産運用に責任を持つファンド・マネージャー自体が自らの利益に多大の関心を持つ可能性が高い。また、ESG 関連の指標水準が低い企業を投資対象から外す場合には、ESG 指標の高い企業でのガバナンス活動による ESG 改善効果と比べて指標の低い企業でのガバナンス活動による ESG 改善効果の方がかなり大きい場合は、経済全体の ESG 改善効果が阻害される可能性がある。

一方、パッシブ・ファンドに関してはインデックスのすべての構成投資銘柄に投資するので、ESG の指標面からみてパフォーマンスが悪い企業にも投資することになる。また、最近の傾向としてパッシブ・ファンドも広い意味でのガバナンス活動を行う傾向があるといわれていて、ここでもファンド・マネージャーのガバナンス活動に関するインセンティブの問題がある。

したがって、この研究では ESG 問題に関心のある投資家が各種の投資ファンドへどのように資金配分するかという問題と投資ファンドのファンド・マネージャーのガバナンス活動へのインセンティブをどう確保するかという問題とを同時に考慮する。その上で、(a)投資家の ESG への関心度が強まる、(b)ESG 指標の高い企業でのガバナンス活動による ESG 改善効果が弱まる、(c)パッシブ・ファンドが手数料の低下とともに資産市場で成長していく、等の要因による変動が、ESG パフォーマンスを改善するための投資水準や活動水準にどのような影響を与えるのかという問題を明らかにする。

オンライン動画による運動・スポーツのプロモーションが運動習慣の格差に及ぼす影響に関する実証的研究

研究者

順天堂大学 スポーツ健康科学部 助教 下 窪 拓 也

研究調査の概要

本研究の目的は、運動習慣およびスポーツ実施の促進を目的としたオンライン動画による介入が、運動習慣の社会経済的格差に及ぼす影響を明らかにすることである。生活習慣病が重大な社会的課題となって久しい日本社会において、国民の健康の維持増進という目標のもと、運動習慣の促進に関心が寄せられている。しかし、だれもが平等に運動を行っているわけではなく、社会経済的状況(SES)に応じた運動習慣の格差が問題視されている。格差の是正に SES に応じた施策が求められる。

スマートフォンの普及によりオンライン動画を用いた介入に関心が集まっている。広く安価に情報提供できる点で有効だが、オンライン動画による運動・スポーツのプロモーションは必ずしも格差の是正に貢献するとは限らず、その逆の結果を生む可能性もある。具体的には、申請者は以下の2つの理論的仮説を想定している。

仮説1:低 SES 層は運動へのセルフエフィカシーや健康意識の低さにより運動習慣が阻害されているため、動画の視聴が運動や健康への意識を高めることで、低 SES 層の運動習慣が促進される。

一方で、低 SES 層に対して介入が効果を持たず、格差を是正しない可能性もある。

仮説 2:高 SES 層は健康や体力の維持増進を目的として運動をする一方で低 SES 層は即時的な欲求の充足を目的として、運動・スポーツを実施する傾向がある。そのため健康を促進する手段が動画で提示されたとしても、低 SES 層を動機づけない。

オンライン調査を通じた介入実験によって、上記の仮説を検証する。仮説1が支持されるのであれば、オンライン動画を用いた介入は格差是正に有効だろう。一方で、仮説2が支持される場合には、動画等の媒体を通じた情報提供だけでは格差解消に不十分であり、異なる手法の考案が求められる。本研究の意義は、健康の格差是正に向けた効果的な施策立案に貢献する、実証的知見を提供する点である。

メンタル不調による企業辞職者を包摂する雇用・労働システムの研究 ——地域密着型自営業者を事例として

研究者

立命館大学大学院 社会学研究科 准教授 富 永 京 子

共同研究者

立命館大学生存学研究所 特別招聘准教授 伊 東 香 純 立命館大学大学院 社会学研究科 博士後期課程 楊 雨 双

研究調査の概要

本研究は、近年法制化され、社会的認知を高めつつある労働者協同組合のマイノリティ包 摂的機能について研究するものである。企業や社会への適応が困難であり、鬱や適応障害を 発症した労働者たちが地域で労働者協同組合またはそれに類する「小商い」や自営業者とな り、自身で稼得活動をしながら生活を成り立たせていく事例は複数見られ、彼らの活動に関 しては書籍や各種メディアでも多数見られる。

このような風潮を受け、研究代表者はいわゆる企業労働において、メンタル不調のため適応が難しくなった人々の包摂の場として労働者協同組合のような活動が機能しうるのではないかと考えた。共同出資・共同経営・共同労働をベースとする労働者協同組合は、運営に対して意見を言うことができるという点で重宝されている。労働組合率が低調であり、社会運動参加率も極めて低い日本において、若い労働者は組織に意見する文化を失って久しく、結果として自己責任の感覚を深め、過労や鬱へと向かってしまう(熊沢誠、2018『過労死・過労自殺の現代史』岩波現代文庫)。労働者協同組合、あるいはそれに類する労働のスタイルは、労働者同士の対等さや意見を言うことができる労働のスタイルという点でも、メンタル不調に陥った労働者のセーフティーネットとなりうるのではないかと期待される。

本研究は、とりわけメンタル不調の労働者を多く受け入れている労働者協同組合に聞き取りを行うことで、労働を軸としたコミュニティがマイノリティ包摂機能を担う上で何が重要かを検討するものである。2020年代に入り、適応障害による休職者数は10年前の1.4倍に増加している。大企業と中小企業とを問わず、雇用されて働く生き方が典型化された日本社会においてオルタナティブな働き方を模索する必要があり、自分自身が経営者・出資者となり意思決定をできる労働者協同組合はその一つとなり得るのではないか。

エビデンスに基づく「原価計算基準」研究

研究者

関西学院大学 商学部 准教授 濵 村 純 平

共同研究者

近畿大学 経営学部 教授 安 酸 建 二 流通科学大学 商学部 准教授 早 川 翔

松山大学 経営学部 講師 加 藤 大 智

研究調査の概要

これまで、幾度となく原価計算の専門家が「原価計算基準」(以下、「基準」)の改定の是非を議論してきた。しかし、現在まで形が変わっていないということは「基準」がよくできており、十分な役割を果たしている可能性を示している。ただし、「基準」が完璧かと問われれば、原価計算の専門家全員が首を縦に振るとは言い切れない。その理由は、現代の生産システムや会計システムと「基準」が制定されたときのそれらは異なるためである。本研究は、過去から現在への状況の変化を踏まえて、現在の経済状況に合わせた「基準」の修正の是非を検討する。もちろん、検討の結果、「修正の必要なし」となる可能性もある。しかし、約60年変更されていない制度の検討は、挑戦的な取り組みで興味深い。本研究は、「基準」の改定の議論について、アンケート調査や実験を利用したエビデンスに基づく研究を行なう。

実は、原価計算に関するアンケート調査は先行研究で実施されている。これに対して今回は、先行研究を考慮に入れたうえで、実験で対象とすべきテーマを洗い出すためのアンケート調査を実施する。つまり、実験を前提とした調査である。これをベースに、実験で問うべき「基準」と実務の違いをハイライトする。

そのあと、公認会計士を対象に実験研究を実施する。実験で公認会計士を対象にするのは、「公認会計士からみて、当該原価計算実務は妥当か」を調査したいためである。つまり、公認会計士が、アンケート調査をもとにした原価計算実務を妥当と認めるかどうかを考える。もし、「基準」ではほとんど触れられていないにもかかわらず、実務的に利用されかつ公認会計士が公正妥当と認めるのなら、「基準」に記載してもよい内容になる可能性がある。逆にいえば、「基準」に記載してあっても、公認会計士が「この状況であれば、妥当ではない」とみとめたら、その「基準」を書き換える必要がある。したがって、実験研究を利用したエビデンスを基に、「基準」の改定の是非を考えるのが本研究の目的となる。

ビッグテック企業の金融機関化 一米中の比較を通じて一

研究者

亜細亜大学 都市創造学部 教授 李 立 栄

研究調査の概要

近年、米国や中国の巨大 IT 企業(ビッグテック: Big Tech)が運営するプラットフォームにおいてサービスの提供が多様化しており、金融サービスについても様々なイノベーション(フィンテック)が生まれている。例えば、米国では、GAFA(グーグル、アマゾン、フェイスブック<メタ>、アップル)のような巨大 IT 企業は、決済ビジネスを中心に大手金融機関と提携し、BNPL(Buy Now Pay Later)などの金融サービスを提供している。一方、中国では、アリババやテンセントなどの巨大 IT 企業が独自のインターネット決済プラットフォームを活用して、投資ファンド(資産運用)、保険などの幅広い金融商品を販売し、あたかも総合金融サービス業のような様相を呈している。

巨大 IT 企業は、プラットフォームを通じた顧客データの収集・分析により、従来の金融サービス普及の阻害要因となっていた書類審査や担保要求を低減することが可能となり、利用者層を拡大し、金融包摂の推進に寄与した。また、巨大 IT 企業の金融分野への参入は、リスク評価に新しい要素をもたらした。

一方で、巨大 IT 企業が寡占的な状態でサービスを提供することには、独占禁止法をはじめさまざまな問題点がすでに指摘され、規制も強まっている。とりわけ、さまざまな分野・場面における利用者のデータを収集し、信用評価を可能にする巨大 IT 企業が金融サービスを展開するにあたり、従来の金融規制の枠組みでは対応しきれない問題点が生じていると思われ、適切な規制のあり方が模索されている。本研究は、米中の非金融機関による金融サービスを研究対象としており、今後の Big Tech の可能性や金融制度設計を考察するうえでも有益であると考える。

本研究では、巨大 IT 企業の金融機関化について米中を比較しながら概観するとともに、その特徴と先進事例を紹介する。また、巨大 IT 企業の潜在的なリスクと今後の規制の方向性を考察し、今後の課題と中米におけるデータ駆動型金融、Embedded Finance (埋込型金融)の拡大から得られる新しい金融ビジネスの姿を展望する。